

5 相 続 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成14年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 加算贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2 割 加 算 額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納 税 猶 予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

3 相続税の税率等（平成13年分）

法定相続分に応ずる取得金額	800万円以下	1,600万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	4億円以下	20億円以下	20億円超
率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 40	% 50	% 60	% 70
控 除 額	万円 —	万円 40	万円 120	万円 270	万円 520	万円 1,520	万円 3,520	万円 7,520	万円 27,520

（使用方法）法定相続分に応ずる取得金額×率－控除額＝相続税の総額の基となる税額

4 相続税の主な諸控除

- (1) 税 額 控 除 相続税から控除される金額で次の種類がある。

イ 贈 与 税 額 控 除 加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。

ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装

または隠ぺいされていた財産は含まれない。

ハ 未 成 年 者 控 除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。

ニ 障 害 者 控 除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が20歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。

ホ 相 次 相 続 控 除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。

(2) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 格		1,410	81,657,118
債 務 控 除 額		593	2,595,534
加 算 贈 与 財 産 価 格		55	215,180
課 税 価 格		実 1,409	79,276,117
相 続 税 額	算 出 税 額	1,401	10,859,102
	2 割 加 算 額	83	46,907
	計	実 1,401	10,906,009
税 額 控 除	贈 与 税	33	50,699
	配 偶 者	141	2,490,275
	未 成 年 者	19	3,278
	障 害 者	47	42,165
	相 次 相 続	21	2,079
	外 国 税 額	—	—
	計	実 253	2,588,496
差 引 税 額		実 1,287	8,317,511
納 税 猶 予 額		2	75,247
納 付 税 額		実 1,287	8,242,264
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額		—	—
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		337	34,100,000

調査対象等：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。

2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区分 年分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除 額	納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
9	1,206	73,825,847	10,856,919	2,867,190	1,113	7,926,709	289
10	1,174	78,778,090	12,626,629	3,052,066	1,053	9,320,008	300
11	1,257	84,453,923	13,744,663	4,660,187	1,112	9,004,050	317
12	1,338	79,874,235	11,286,668	3,168,824	1,222	8,097,606	321
13	1,409	79,276,117	10,906,009	2,588,496	1,287	8,242,264	337

（注）この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 申告及び処理の状況

年分	区 分	課 税 価 格		納 付 税 額	
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	申 告 額	1,416 人	79,314,659 千円	1,296 人	8,255,910 千円
	修正申告による増差額	27	526,177	35	42,404
	更正による増差額	—	—	—	—
	更正等による減差額	26	△ 564,719	30	△ 56,050
	決 定 額	—	—	—	—
	計	実 1,409	79,276,117	実 1,287	8,242,264
過 年 分	申 告 額	142	5,287,356	128	314,671
	修正申告による増差額	126	2,243,522	213	427,726
	更正による増差額	11	99,711	12	30,991
	更正等による減差額	95	△ 1,086,497	112	△ 620,311
	決 定 額	19	869,835	19	79,010
	計	実 144	7,413,927	実 125	232,087
合 計	申 告 額	1,558	84,602,015	1,424	8,570,581
	修正申告による増差額	153	2,769,699	248	470,130
	更正による増差額	11	99,711	12	30,991
	更正等による減差額	121	△ 1,651,216	142	△ 676,360
	決 定 額	19	869,835	19	79,010
	計	実 1,553	86,690,044	実 1,412	8,474,350

調査対象等：「本年分」は平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成13年11月1日から平成14年6月30日までの間の、平成11年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(4) 加 算 税

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	— 人	— 千円	12 人	1,065 千円	— 人	— 千円
過 年 分	141	27,947	115	16,834	18	9,605
合 計	141	27,947	127	17,899	18	9,605

調査対象等：「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

(5) 税務署別課税状況

項 目 署 名						被相続人の数
		課 税 価 格		納 付 税 額		
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
那 覇 平 良 石 垣 北 那 名 護 沖 縄	422 人	24,574,958 千円	384 人	2,475,641 千円	101 人	
	9	504,022	9	28,924	2	
	34	1,507,030	31	65,305	7	
	294	17,778,102	263	1,867,257	68	
	37	1,448,284	35	78,629	9	
	613	33,463,721	565	3,726,508	150	
計		1,409	79,276,117	1,287	8,242,264	337

調査対象等：この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

5 - 2 相 続 財 産 価 格 階 級 別

人員、課税価格、税額、法定相続人員別の被相続人数

(単位：人・千円)

階級別 区 分	課 税 価 格 階 級								
	1 億円 以 下	1 億円 超	2 億円 超	3 億円 超	5 億円 超	7 億円 超	10億円 超	20億円 超	合 計
被相続人の数	28	150	86	47	15	7	4	—	337
課 税 価 格	2,218,273	21,549,876	21,101,384	17,543,008	8,434,393	5,781,074	2,686,651	—	79,314,659
同上のうち加 算 贈 与 財 産 価 額	—	67,016	43,377	68,172	27,501	—	9,114	—	215,180
納 付 税 額	29,378	906,246	1,670,607	2,396,176	1,583,982	1,216,400	453,123	—	8,255,910
法定相続人員別被相続人の数	0人の者	—	1	—	—	—	—	—	1
	1人々	8	2	4	1	1	—	—	16
	2人々	10	14	6	3	1	1	—	35
	3人々	6	14	3	2	1	1	—	27
	4人々	4	25	11	9	—	—	1	50
	5人々	—	35	14	9	2	3	1	64
	6人々	—	31	23	12	4	1	—	71
	7人々	—	13	8	—	—	1	1	23
	8人々	—	8	8	6	2	—	1	25
	9人々	—	4	4	1	2	—	—	11
	10人々	—	2	4	2	2	—	—	10
	10人超	—	1	1	2	—	—	—	4
法定相続人数	62	762	484	266	94	33	24	—	1,725

調査対象等：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

5 - 3 相続財産種類別の状況

被相続人数、財産価額

財 産 の 種 類		被相続人等の数	総 遺 産 価 額
土 地	田畑（耕作権及び永小作権を含む）	158 人	7,788,295 千円
	宅 地 （ 借 地 権 を 含 む ）	320	44,603,606
	山 林	21	383,206
	そ の 他 の 土 地	204	14,586,152
	計	実 334	67,361,259
家 屋 、 構 築 物		274	2,774,448
事業用財産	機械器具、じゅう器、商品、原材料等	9	19,585
	売 掛 金	5	52,448
	そ の 他 の 財 産	21	114,017
	計	実 27	186,050
有価証券	株 式 及 び 出 資 金	123	1,231,177
	公 債 及 び 社 債	17	225,479
	投資・貸付信託の受益証券	5	63,587
	計	実 116	1,520,243
現 金 預 貯 金 等		325	7,762,571
家 庭 用 財 産		74	18,150
そ財 の 他 の 産	生 命 保 険 金 等	19	720,007
	退 職 金 及 び 功 労 金 等	11	243,248
	そ の 他	130	1,107,926
	計	実 141	2,071,180
資 産 価 額 合 計		337	81,693,901
負金 額 債等	債 務	314	2,079,390
	葬 式 費 用	336	514,383
	合 計	実 337	2,593,773
差 引 純 資 産 価 額		実 337	79,100,128
加 算 贈 与 財 産 価 額		24	215,180
課 税 価 格		実 337	79,314,659

調査対象等：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得したものについて平成14年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。